

中国税務速報

2018年12月20日

1. 財政部 税関総署 税務総局による越境電子商取引の小売輸入の税收政策の完全化に関する通知

越境電子商取引小売輸入業界の健全な発展を促進し、公平な競争に基づく市場環境を整備するため、今回越境電子商取引の小売輸入の税收政策の完全化の関連事項について以下の通知を行います。

- 1) 越境電子商取引の小売輸入の商品の一回当たり取引限度額を2,000人民元から5,000人民元まで、年度取引限度額を20,000人民元から26,000人民元までそれぞれ引き上げます。
- 2) 納税価格が5,000人民元の一回当たり取引限度額を超えて、26,000人民元の年度取引限度額以下で且つオーダーが一つの商品のみである場合、越境電子商取引の小売チャンネルで輸入ができ、貨物の税率で関税と輸入付加価値税、輸入消費税の全額を徴収し、取引額を年度取引総額に計上しますが、年度取引総額が年度取引限度額を超えた場合は、一般貿易として管理します。
- 3) 購入された電子商取引の輸入商品が、消費者個人で使用する最終商品の場合、国内市場に再度販売できません。原則は保税輸入商品をネットで買って、税関特殊監督管理区域外で「保税ネットショッピング+オフライン自己引取」の形式は行えません。
- 4) その他の事項は引き続き、「財政部 税関総署 税務総局による越境電子商取引の小売輸入の税收政策に関する通知」（財関税（2016）18号）の関連規定により執行します。
- 5) 越境電子商取引の発展に適応するため、財政部は関連部門と「越境電子商取引の小売輸入商品のリスト」を調整しました。当該リストは別途公布します。

本通知を2019年1月1日から執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3929562/content.html>

2. 財政部 発展改革委 工業・情報化部 税関総署 税務総局 資源局による重大な技術設備の輸入の税收政策の関連目録を調整する通知

近年、国内設備製造業及びその関連産業の発展状況により、財政部、発展改革委、工業・情報化部、税関総署、税務総局、資源局は重大な技術設備の輸入の税收政策の関連目録を調整することを決めました。今回以下の通知を行います。

- 1) 「国家に支持される重大な技術設備と製品の目録（2018年改定）」（以下目録1と略称します）と「重大な技術設備と製品の輸入の基幹部品、原材料の商品目録（2018年改定）」（以下目録2と略称します）を2019年1月1日から執行します。規定の条件に合う国内企業は本通知の目録1の設備・製品を生産する時に目録2の商品を輸入する必要がある場合、関税と輸入増値税を免除します。目録1、2に執行年限が明記される場合、関連設備、製品、部品、原材料の免税執行期限はその年度の12月31日までです。

国内産業の発展状況により、2019年1月1日から、百万キロワット級の核電機グループ（二代発展型核電機グループ）等の設備の免税政策を取消します。関連設備と製品を生産・製造する企業の2019年度の割当免税輸入限度額も取消します。

- 2) 「輸入免税できない重大な技術設備と製品の目録（2018年改定）」（以下目録3と略称します）を2019年1月1日から執行します。2019年1月1日以後（1月1日を含み）批准をもって、「国務院による輸入設備税收政策の調整に関する通知」（国発（1997）37号）の関連規定により輸入税收優遇政策を享受する項目と企業に対して、目録3の自家用設備、若しくは契約書により上述の設備と一緒に輸入した技術・付属品・予備部品に、すべて輸入税金を徴収します。

- 3) 2019年1月1日から、「財政部 発展改革委 工業・情報化部 税関総署 税務総局 資源局による重大な技術設備の輸入の税收政策の関連目録を調整する通知」（財関税（2017）39号）を廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3922890/content.html>

3. 財政部 発展改革委 工業・情報化部 生態環境部 農業農村部 商務部 人民銀行 税関総署 税務総局 市場監管総局 薬監局 密碼局 瀕管オフィスによる越境電子商取引の小売輸入の商品のリストを調整する公告

越境電子商取引の小売輸入の健全な発展を促進するため、今回「越境電子商取引の小売輸入の商品のリスト（2018年版）」を公布し、2019年1月1日から実施します。

このリストを実施した後、「財政部等11の部門による越境電子商取引の小売輸入の商品のリストを公布する公告（2016年第40号）」と「財政部等13の部門による越境電子商取引の小売輸入の商品のリスト（第二ロット）」を公布する公告（2016年第47号）」に添付された2通のリストを同時に廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3929521/content.html>

4. 財政部 税務総局による国外機構が国内債券市場に投資する企業所得税と増値税の政策に関する通知

債券市場の対外開放を推進するため、関連税収政策について以下の通知を行います。

2018年11月7日から2021年11月6日まで、国外機構が国内の債券市場に投資して取得した債券利息収入に対して、企業所得税と増値税を暫定的に免除します。

上述の企業所得税が暫定的に免除される範囲は、国外機構が国内に設立した機構・機関が取得して、当該機構・機関と実際な関連がある債券利息を含みません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3912855/content.html>

5. 国家税務総局による「重大な税収違法・失信案件の情報公布の弁法」を公布する公告

「国務院による守信連合奨励及び失信連合懲戒制度を確立・完全化し、社会誠信創設を促進する指導意見」（国発〔2016〕33号）の精神を貫き、重大な税収違法失信行為を有効に処罰し、社会信用の創設を促進するため、国家税務総局は「重大な税収違法・失信（信用を失った）案件情報の公布弁法」を制定しました。今回公布し、2019年1月1日から施行します。「国家税務総局による『重大な税収違法失信案件の情報公布弁法（試行）』を修正する公告」（国家税務総局公告〔2018〕24号、国家税務総局公告〔2018〕31号）を同時に廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3914071/content.html>